令和５年４月 回答分

手紙の概要	回　答
横断歩道を渡る際、車が飛び出してくることが何回かあり、いつも引き下がって安全に渡れるまで待っています。 大きな事故にならないためにも、ポスターや啓発などをしていただきたいです。 また、スマートフォンを見ながら、自転車に乗っている人が真正面から来るので、危険です。事故を防げるように啓発をお願いします。	本市では春と秋の全国交通安全運動等を通して、歩行者の安全の確保など、交通安全意識の向上に努めています。その他にも「広報くさつ」をはじめ、市のホームページや啓発用チラシなどで、交通安全について紹介し、広く市民の皆様に対して周知を行っています。 また、自転車の安全な利用に向けた取組として、本市では、自転車安全安心利用指導員を4名配置し、自転車の利用が多い駅周辺や通学路上で当該指導員を中心に、草津警察署や関係団体とも連携しながら、自転車の安全利用に対する街頭指導や啓発を行い、地域や企業等からの依頼があれば出前講座として、「自転車安全安心利用教室」を開催しています。 今後も、市民の皆様が、安全に安心して暮らしていけるまちづくりを目指しますので、御理解、御協力をお願いします。 【都市計画部　交通政策課】
小学校でインフルエンザが流行し、学級閉鎖が相次いでいます。学校はすぐ病院へ行ってくださいと言いますが、夜に病院に電話しても予約がいっぱいで、明日以降に連絡をくださいと言われ、他の病院でネット予約が取れ診ていただいても、まだ熱が出たてで検査ができない。まだ熱が明日以降出ているなら診察に来てくださいとのことでしたが、診察予約はキャンセル待ちで診察出来ませんでした。 子どもは３７度台の熱と咳、鼻水、怠さの症状でしたが、今、症状はあるものの、熱は下がっています。それでも小学校の保健の先生は病院へ行ってくださいの一点張りで、キャンセル待ちで予約出来ないと伝えても病院へ行ってもらった方が良いと言われました。小児科を増やすか、学校でも早退前に検査するか、医師に	インフルエンザが流行し、学級閉鎖が相次いでいる中、また、医師の診察を希望しても受診できない中、御不便、御心配をかけ、申し訳ありません。 全国的にも課題となっている小児科医師不足は、本市においても同様であり、新しく小児科が増える見込みがない状況です。このため、緊急の場合などに、市内外で受診できる医療機関は「医療ネット滋賀」で検索が可能ですので、御活用ください。 なお、学校の保健室は、健康診断・保健指導・応急措置等を行うために設けられているため、診察や検査を行うことができませんので、御理解をお願いします。 【健康福祉部　健康増進課/教育委員会事務局　学校教育課】

令和５年４月 回答分

手紙の概要	回　答
診察してもらえるようにするか、こちらの意見に耳を傾けていただきたいです。	
若い夫婦から、草津市ではなかなか保育所に入れないので、転出すると聞きました。 待機児童については、どのような対策をされているのですか。	市では、就学前児童の保護者からの保育ニーズに対応するため、大規模な宅地開発や女性就業率の増加による需要等も見込んだ「第二期草津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消の取組を進めてきました。 小規模保育事業の開設や保育所の新設、認定こども園化に併せた保育定員の増加等により、市内保育定員を確保しました結果、令和3年度と令和4年度の年度当初の待機児童の解消を実現することができています。 しかしながら、空き施設はあるものの保護者の希望される施設によっては、利用希望者が多数おられるため、入所決定に至らない場合があることから、保護者からの相談を真摯に受け止め、各施設の保育内容や魅力を丁寧に伝え、保育の実施が可能である施設を引き続き御案内しますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部　幼児課】
振動の影響は、地盤の状況等、複雑な条件により、震源地よりも離れた場所の方が値は大きく出る場合も少なくないと思います。また、過去の判例では、工事の振動は受任限度を超えるかどうかで、賠償等の判決が下される事例もあり、実際の被害場所でどの程度の振動があるかが重要と考えています。 市等が定めている特定工場許可に係る振動の数値基準は当該地での基準値ですが、①震源地が最大値であるとの考えのもと、周囲はこれ以下の数値が想定されるとの考えですか。 または、②震源地が基準内であれば、周囲に与える影響はプラスマイナス誤差の範囲であるとの考えですか。仮に②の考えによるもので	振動の規制基準は「振動規制法」および「草津市の良好な環境保全条例」に基づき、特定工場等の敷地境界線に適用しますが、敷地境界線周囲における振動については、一般的に距離とともに小さくなる性質であることから、敷地境界線から離れるほど減衰するものと考えています。 しかしながら、地盤の性質が一様でない場合等には、単純に距離とともに減衰しないことも考えられますが、法において、規制基準はあくまでも敷地境界線における数値であることから、敷地境界線外における規制基準や許容範囲はありませんので、お示しすることは難しいものと認識しています。 市としては、振動に対して工事を行うことは予定していませんが、関係住民の皆様と事業所との間に入り、少しでも皆様の生活環境の改善につながる方策がないか、引き続き皆様の御意見を聴きながら進めますので、御理解をお願いします。 【環境経済部　環境政策課】

令和５年４月 回答分

手紙の概要	回　答
あれば、離れた被害場所で数値が基準を超えていたとしても、やむを得ないとの考えですか。どの程度の許容範囲ですか。 　当該施設に退いて欲しいわけではありません。共存のために、施設へ指導や対策を促すだけなく、市が公共工事などで、道路部分に何か補強を施すなどは考えられないですか。	